

水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令案の概要

1 改正の趣旨

- (1) 平成 24 年 5 月、利根川の浄水場で水道水質基準を上回るホルムアルデヒドが検出され、1 都 4 県の浄水場において取水停止が生じるとともに、千葉県内 5 市において断水又は減水が発生するといった取水障害が発生した。

その後の調査により、埼玉県に所在する事業者が、高濃度のヘキサメチレンテトラミンを含む廃液の処理を、高崎市内の事業者に委託し、当該受託事業者は、ヘキサメチレンテトラミンを含む廃液を受け入れ、中和処理を行い、処理水を新柳瀬橋上流で烏川に合流する排水路に放流した。

当該受託事業者は、廃液に高濃度のヘキサメチレンテトラミンが含まれていることを認識せずに、中和処理だけを行ったものであり、結果としてヘキサメチレンテトラミンが十分に処理されないまま河川中に放流されたと強く推定された。

河川に排出されたヘキサメチレンテトラミンが、下流に流下し、利根川水系の広範囲の浄水場において、浄水過程で注入される塩素と反応し、消毒副生成物としてホルムアルデヒドが生成した。

- (2) 本事案についての対応を検討するため、平成 24 年 6 月に、環境省において群馬県及び埼玉県並びに水道に関する知識を有する専門家により構成する「利根川水系における取水障害に関する今後の措置に係る検討会」を設置し、取り得るべき対応を検討してきたところであるが、8 月に開催した当該検討会において、当面对応すべき事項として、水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号)第 2 条第 4 項で定める指定物質として、ヘキサメチレンテトラミンを追加すべきとされたことを踏まえ、当該物質を指定物質として定める措置を講ずるもの。

2 改正の概要

指定物質の追加(水質汚濁防止法施行令第 3 条の 3 関係)

平成 22 年の大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律(平成 22 年法律第 31 号)により、事故時の措置をとる施設として、指定施設が追加され、カドミウム等の有害物質を貯蔵する指定施設における事故も法律の対象となったところであるが、今回の事案を踏まえ、以下の物質について、指定物質として追加する。

- ・ 一・三・五・七 - テトラアザトリシクロ [三・三・一・^{三・七}] デカン(別名ヘキサメチレンテトラミン)

3 施行日

平成 24 年 10 月予定